

議会議案第 7 号

八尾市議会議員定数条例及び八尾市議会委員会条例の一部改正の
件

八尾市議会議員定数条例（平成14年八尾市条例第31号）及び八尾市議会委員会条例（昭和42年八尾市条例第23号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

八尾市議会議員	景	山	和	香
同	木	村	健	二
同	鑄	方	淳	治
同	坂	本	尚	之
同	枡	井	政	佐美
同	奥	田	信	宏

理 由

八尾市議会議員定数の削減を図るにつき、条例の一部を改正する必要がある
ので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市議会議員定数条例及び八尾市議会委員会条例の一部を改正
する条例

(八尾市議会議員定数条例の一部改正)

第1条 八尾市議会議員定数条例(平成14年八尾市条例第31号)の一部を次のように改正する。

現 行	改 正 案
八尾市議会議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、 <u>26人</u> とする。	八尾市議会議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、 <u>24人</u> とする。

(八尾市議会委員会条例の一部改正)

第2条 八尾市議会委員会条例（昭和42年八尾市条例第23号）の一部を次のように改正する。

現 行	改 正 案
第1条 略 （常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及び所管事項） 第2条 略 2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管事項は、次のとおりとする。 (1) 総務常任委員会 <u>7人</u> ア～サ 略 (2) 建設産業常任委員会 6人 ア～オ 略 (3) 文教常任委員会 <u>7人</u> ア・イ 略 (4) 健康福祉環境常任委員会 6	第1条 略 （常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及び所管事項） 第2条 略 2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管事項は、次のとおりとする。 (1) 総務常任委員会 <u>6人</u> ア～サ 略 (2) 建設産業常任委員会 6人 ア～オ 略 (3) 文教常任委員会 <u>6人</u> ア・イ 略 (4) 健康福祉環境常任委員会 6

人	人
ア～ウ 略	ア～ウ 略
(5) 予算決算常任委員会 <u>25人</u>	(5) 予算決算常任委員会 <u>23人</u>
ア・イ 略	ア・イ 略
第3条～第31条 略	第3条～第31条 略

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。